

在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会 式次第

平成27年9月11日（金）11:00～11:45

衆議院第一議員会館 第4会議室（地下1F）

司会 谷合 正明 事務局長

1. 挨拶 斎藤 鉄夫 会長
2. 要望 韓国の原爆被害者を救援する市民の会 市場 淳子 会長
3. 意見交換
4. 挨拶 辻元 清美 副会長

◇厚労省対応者

健康局総務課	伊原課長
健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室	伊澤室長
健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室	山本補佐
健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室	沢口補佐
健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室	細川補佐

◇要望者（16人）

- 弁護士：永嶋弁護士（医療費訴訟原告団長）、足立弁護士（韓国・アメリカ医療費訴訟原告団）
- 日本原水爆被爆者団体協議会：田中（事務局長）、濱住（事務局次長）
- 韓国の原爆被害者を救援する市民の会：市場（会長）、松田（事務局長）、平野（長崎支部長）、河井
- 在米・在ブラジル被爆者を支援する会：田村（代表）
- 在韓被爆者問題市民会議：小田川（代表）、有岡、又重、山口、石川
- 在米被爆者支援者：池塙（関西学院大学教員）、中尾（武庫川女子大教員）

◇出席議員

- 会長 斎藤 鉄夫 衆議院議員
副会長 辻元 清美 衆議院議員
事務局長 谷合 正明 参議院議員

※マスコミ取材は「2.要望」までとなります。

2015年 9月 11日

厚生労働大臣 塩崎 恒久 様

韓国の原爆被害者を救援する市民の会

在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判を支援する会

在韓被爆者問題市民会議

(連絡先) 韓国の原爆被害者を救援する市民の会
大阪府豊中市東豊中町4-21-10、市場方
電話・ファックス 06-6854-7308

9月8日最高裁判決をうけて 被爆者援護法の平等適用に関する要望書

—要望事項—

(1) 孫振斗最高裁判決から9月8日の最高裁判決に至るまで、40年近くに及び、
日本国外居住被爆者を被爆者援護のための法律から違法に排除し続けてきたことへの謝罪を求める。

(2) 日本国外居住被爆者に対する被爆者援護法第17条(医療費の支給)・第18条(一般疾病医療費の支給)の実施にあたり、簡便迅速な方法を早急に構築し、一日も早く実施することを求める。

(実施時期・実施方法に関する説明を求める。)

(3) 被爆者援護法第7条(健康診断)、第31条(介護手当の支給)についても、日本国外被爆者に対して早急に実施することを求める。

(以上)

厚生労働省健康局

平成 27 年 9 月 11 日

在外被爆者援護施策について

9月8日最高裁判決を受けての対応について

- 平成27年9月10日参議院厚生労働委員会における福島瑞穂議員に対する厚生労働大臣答弁

【答弁内容】

9月8日、最高裁において、韓国在住の被爆者が受けた医療費に關し、被爆者援護法を適用し、大阪府に対し、医療費の支給を行るべきとの判決が言い渡されたことは、重く受け止めております。

現在、判決の趣旨に従つて、大阪府において、原告の方々に対し、法の規定に基づき、医療費の審査・支払手続きを進めており、また、現在係争中の同種の事案である福岡高裁・広島高裁の2事案についても、原処分の取消し、医療費の審査・支払いに向けて、長崎県・広島県において対応を始めていると承知しております。

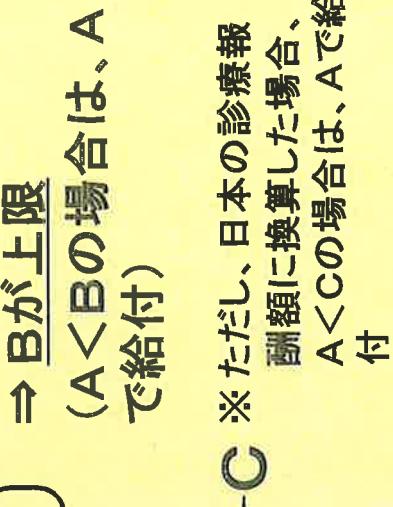
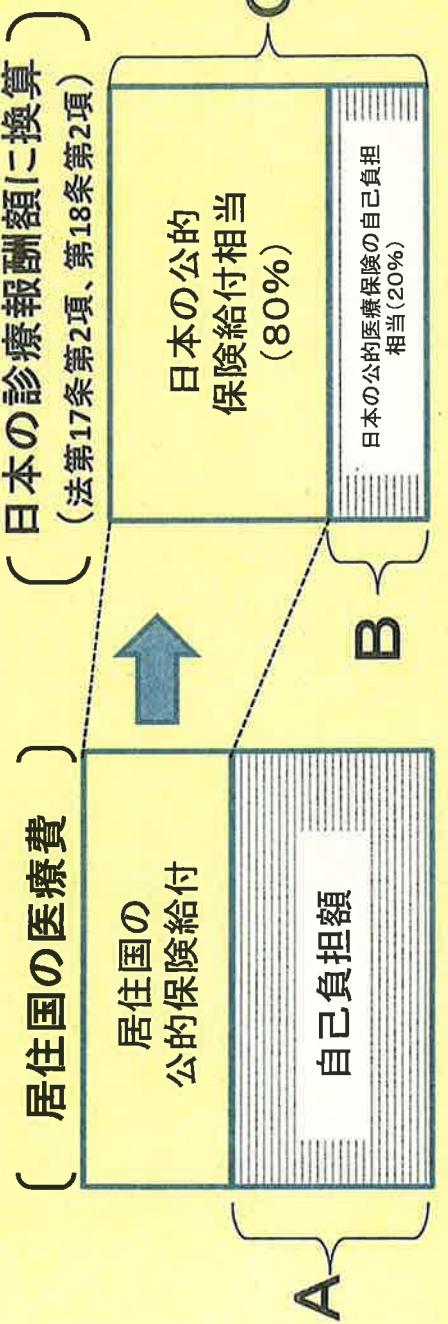
さらに、訴訟外の在外被爆者の方々に対しても、法に基づいて円滑に医療費を支給できるよう、厚生労働省において、年内を目処に、必要な法令改正等を行つてまいります。

在外被爆者への医療費の給付について

【年間累積30万円以下の場合】

領収書のみで自己負担額を給付

【年間累積30万円を超えた場合】



(被爆者援護法
第18条適用)

⇒ 自己負担額を
全額給付

C

自己負担額
相当(20%)

B'

自己負担額
相当(20%)

A

※ ただし、日本の診療報酬額に換算した場合、
C < B' の場合は、C で給付

在外被爆者への医療費支給の比較（法律・予算事業）

	被爆者援護法第18条に基づく医療費の支給	予算事業（保健医療助成事業）による医療費の支給
給付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の診療報酬制度において対象となる医療行為や医薬品 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関において提供された医療（処方箋による医薬品の調剤（韓国の漢方薬）を含む） ・民間医療保険料（南米）
給付水準	<ul style="list-style-type: none"> ・受けた医療について <ul style="list-style-type: none"> ①日本の診療報酬に換算した額と、 ②自己負担額のいいずれか少ない方を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担額が年間30万円以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> → 領収書のみで自己負担額を支給 ・自己負担額が年間30万円を超えた場合 <ul style="list-style-type: none"> → 1年間に受けた医療費の全てを日本の診療報酬に換算し、 <ul style="list-style-type: none"> ①在住国の公的保険給付等を控除した分と、 ②日本の公的医療保険給付の自己負担相当分（診療報酬に換算した額の20%）のいいずれか少ない方を支給
申請先	(未定)	<ul style="list-style-type: none"> ・南米居住の被爆者：広島県 ・北米居住の被爆者：広島市 ・韓国居住の被爆者：長崎県（韓国赤十字社） ・その他の国居住の被爆者：長崎市
申請の際に添付する書類	(参考) <ul style="list-style-type: none"> ・国内居住の被爆者が、一時的に出国して海外において療養等を受けた場合の添付書類 ・領収書 ・診療内容に関する書類（診療内容明細書等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担額が年間30万円以下の場合の添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・領収書のみ ・自己負担額が年間30万円を超えた場合の添付書類 <ul style="list-style-type: none"> 1年間に受けた医療の全てについての <ul style="list-style-type: none"> ・領収書 ・診療内容に関する書類（診療内容明細書等）

健康診断について

実施主体	広島県、長崎県、広島市及び長崎市
実施国	韓国、米国、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ペルー、ボリビア
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ○米国、ブラジルの場合は広島県が海外の医療機関に健康診断の実施を委託。ブラジルを除く南米の国の場合は、広島県が現地の日本人会等に委託し、日本人会等の調整で現地の医療機関において健診を実施。 <p>(参考) 被爆者援護法第7条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○韓国においては、大韓赤十字社が調整を担い、同社と医療機関が契約できる形とすることで、韓国内の20の医療機関で健康診断を実施 ○各国の医療事情により検査項目について柔軟に対応 <p>※ 被爆者援護法で定める検査項目にない項目の追加や検査項目のうちの一部実施でも可。</p>
検査項目	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国：肝炎検査、骨密度検査、腹部超音波検査などを追加。 ・南米：大腸がん検診は、検査項目に含まれていない。

※ 対象者が少ない国が存在すること等を踏まえ、在外被爆者が自ら医療機関で健康診断を受けた場合、保健医療助成事業の対象としている。

介護手当について

支給主体	都道府県（広島市及び長崎市を含む）
対象等	中重度の障害により介護を要する状態にある者が介護保険の訪問介護サービスを介護事業者から受けたとき等に実費負担について支給 毎月、申請書及び介護内容と支出額が分かる領収書を都道府県に提出
負担	介護サービスは、地域の実情に応じて提供される性格のものであることから、被爆者援護法の他の給付と異なり、都道府県が費用の一部を負担 国 8／10 都道府県 2／10